第百二十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十六条第三項	と併給年金	の額（	附則第四十一条及び第四十五条
	相当する		と併給年金
	適用後の併給年金の額		

第百三十一条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十八条第一項	の二分の一に相当する額と併給年金	の額の三分の二に相当する額（	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第四十四条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条及び第六十一条
	相当する額に二を乗じて得た		の三分の二に相当する額と併給年金
			相当する額に二分の三を乗じて得た

第百三十一条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十八条第三項	第百二十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十六条第三項	控除後年金総額を	控除後退職共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を
		相当する	相当する額に二を乗じて得た
	第百二十四条第一項	という。）と	という。）の三分の二に相当する額と
		適用後の併給年金の額	適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算遺族給付にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは旧地共済法の規定による遺族年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済法の規定による退職年金、第三号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）
		控除後年金総額を	控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を
		相当する	相当する額に二分の三を乗じて得た

第五節　退職共済年金等及び遺族共済年金等の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例

第百三十八条　改正前国共済法による退職共済年金等及び改正前国共済法による遺族共済年金等（なお効力を有する改正前国共済法第八十九条第二項又はなお効力を有する改正前厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法をいい、平成二十七年厚年経過措置政令第二十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第六十条第二項の規定によりその額が算定されるものを除く。）の受給権者（なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者に限る。）について、これらの年金である給付のいずれかが第五十九条第三項に規定する控除対象年金であり、かつ、控除前退職共済年金等の額（退職共済年金額算定規定により算定した額（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権を有しない者については、零とする。）及び老齢厚生年金額算定規定により算定した額（第二号厚生年金のうち老齢厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金の受給権のいずれも有しない者については、零とする。）の合計額をいい、改正前国共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、退職特例年金給付（改正後平成九年国共済経過措置政令第二条第一項第三号に掲げる退職特例年金給付をいう。次項において同じ。）の受給権を有する者については、老齢厚生年金相当額を加えた額とする。次項において同じ。）と控除前遺族共済年金等の額（遺族共済年金額算定規定により算定した額（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権を有しない者については、零とする。）又は遺族厚生年金額算定規定により算定した額（第二号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金の受給権のいずれも有しない者については、その額を加えた額とし、遺族特例年金給付（改正後